

釧路広域連合高山の森パークゴルフ場指定管理者募集要項

釧路広域連合高山の森パークゴルフ場の設置目的を効果的に達成するため、釧路広域連合高山の森パークゴルフ場条例（以下「設置条例」という。）第3条第2項において準用する釧路市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定に基づき、指定管理者の指定を受けようとする団体を次のとおり募集します。

1 施設の概要

- (1) 名称：釧路広域連合高山の森パークゴルフ場
- (2) 所在地：釧路市高山30番地1
- (3) 設置目的：地域住民の利用に供し、もって健康増進に寄与するため
- (4) 施設概要
 - ①敷地面積：67,560.62㎡
 - ②管理面積：47,027.50㎡
 - ③コース内容：4コース、36ホール（総延長2,000m）
 - ④駐車場：104台（舗装54台、芝地50台）
 - ⑤その他設備：管理小屋（採暖室付）1棟
バイオトイレ 2基 ほか

※施設の詳細、平面図、設備一覧、利用状況などは、別添「施設概要書」のとおり。

(5) その他

本施設は、公益社団法人日本パークゴルフ協会の公認コースに認定されている。

2 指定管理者が行う管理業務の範囲

- (1) 本施設の利用の承認に関する業務
- (2) 本施設の利用料金の収受に関する業務
- (3) 本施設の受付・案内に関する業務
- (4) 本施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 本施設の運営管理に関する業務
- (6) 本施設の利用促進に関する業務
- (7) 本施設の公益社団法人日本パークゴルフ協会公認コース認定に関する業務
- (8) その他釧路広域連合長（以下「広域連合長」という。）が必要と認める業務

※1 管理業務の詳細については、別添「釧路広域連合高山の森パークゴルフ場指定管理者業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）」のとおりです。

※2 管理業務は、指定管理者が自ら行うこととし、包括的に他の団体に委託することは認められません。ただし、主要な業務を除き、管理業務の一部（設備の保守点検、警備、清掃等）については、広域連合長の承認を得て他の団体へ委託することができます。

※3 本施設の設置目的をより効果的に達成するために、指定管理者が、自主財源による自主事業を行おうとする場合については、事業計画書により提案していただき、釧路広域連合（以下「広域連合」という。）と協議することとします。

※4 利用料金については、設置条例第9条及び別表に規定する額の範囲内で指定管理者が設定することができますが、あらかじめ広域連合長の承認を得ることが必要になります。

3 指定予定期間

2025（令和7）年4月1日から2030（令和12）年3月31日までの5年間を予定しており、広域連合議会の議決を経て指定されます。

なお、指定期間中であっても、本施設の管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、管理業務（本施設における自主事業を含む。）の全部又は一部の停止や指定の取消しをすることがあります。

4 申請資格等

本施設に係る指定管理者の指定の申請を行うものは、次の要件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 法人その他の団体であること。（法人格の有無は問わないが、個人は不可。）
- (2) 本施設の管理業務に係る広域連合との連絡や緊急時対応を行う責任者が常駐する事務所を釧路市内に置いていること。（指定されたときに置く見込みがある場合でも可）
- (3) 申請時点において、一級造園技能士の資格を有していること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、広域連合を構成する釧路市、釧路町、厚岸町、弟子屈町、鶴居村及び白糠町（以下「構成市町村」という。）における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- ② 当該法人等の責めに帰すべき事由により地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消された日から2年を経過しないもの
- ③ 構成市町村税又は消費税及び地方消費税を滞納しているもの
- ④ 釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者
- ⑤ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定を受けた法人又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）その他の法令の規定に基づき清算の目的の範囲内において存続する法人
- ⑥ 代表者が次のいずれかに該当する法人以外の団体
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ていないもの

※1 1つの団体が、同一施設の指定管理者の指定について、重複して複数の申請をすることはできません。

※2 複数の団体が構成する共同事業体として申請する場合には、構成団体のすべてが、上記の要件を満たしていなければならないほか、釧路市内に主たる事業所を置く団体が1団体以上構成団体に入っていることを要件とします。また、共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって申請することはできません。共同事業体の形態により申請する場合は、必ず代表となる団体を決定していただくとともに、協定の締結の際には、共同事業体の構成団体すべてを一括して協定の相手方とします。指定管理者の候補者の選定後の協議は、代表団体を中心に行うこととなりますが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体すべてが負うこととなります。

※3 上記(4)④の暴力団関係事業者とは次に掲げるものをいいます。

ア 役員等（指定管理者の指定の申請を行うものが法人である場合にはその役員又はその支店若しくは管理業務に係る事務所の代表者を、法人以外の団体である場合にはその団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

※4 申請した団体が上記(4)④に該当するか否かを審査するため必要とする場合、広域連合は、釧路方面釧路警察署長に必要な情報を提供し、照会するものとします。

5 管理の基準等

(1) 関係法令等の遵守

指定管理者は、本施設の管理を行うに当たり、設置条例及び設置条例施行規則の規定に従わなければならないほか、次に掲げる法令その他の関係法令等を遵守すること。

- ・ 地方自治法及び同法施行令
- ・ 個人情報の保護に関する法律
- ・ 釧路市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例
- ・ 釧路市情報公開条例
- ・ 釧路市行政手續条例
- ・ 釧路市暴力団排除条例
- ・ 上記の各条例に基づく規則
- ・ その他管理業務に適用される法令

※ 釧路市条例は、釧路広域連合条例として準用しています。なお、一部に読み替えが必要な条文、準用しない条項等がありますので、必要に応じて広域連合事務局にお問い合わせください。

(2) 開設期間等

設置条例施行規則第3条第1項に規定するとおりとします。なお、指定管理者は、利用者の利便性向上に資するなど判断した場合、開設期間及び開設時間を変更することができます。変更を見込む場合は、事業計画書で内容を提案してください。

(3) 休場日

本施設の安全かつ適正な管理と良好なコース状況の維持に資するため、設置条例施行規則第4条第1項に規定するとおり、月曜日を休場日（月曜日が国民の祝日に当たるときはその翌日）と規定しています。なお、指定管理者は、特に必要と認めた場合、休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めることができます。変更を見込む場合は、事業計画書で内容を提案してください。

(4) 利用の承認

設置条例施行規則第5条各項に規定するとおりとします。なお、承認基準等の詳細は、業務仕様書に記載しています。

(5) 事業計画

指定管理者は、毎年度の管理業務の開始前に、本施設の管理に関する事業計画書を作成し、提出しなければならないこととします。

(6) 管理業務に係る報告

指定管理者は、毎年度終了後、4月30日までに前年度の管理業務に係る実績報告書及び収支決算報告書を提出しなければならないものとします。

また、指定管理者は、毎月、前月の管理業務に係る実施状況及び利用状況を報告しなければならないものとします。

(7) 調査、監査等

広域連合は、指定管理者の管理する本施設の適正を期するため、指定管理者に対して当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことがあります。

また、指定管理者の出納その他の事務の執行については、広域連合監査委員による監査の対象になります。(地方自治法第199条第7項)

6 利用料金

本施設の利用に係る料金は、設置条例第9条及び別表に規定する額の範囲内において、あらかじめ広域連合長の承認を得て指定管理者が定めることができ、指定管理者の収入とします。なお、設置条例第10条に規定する減免を行う場合には、設置条例施行規則第7条各項の規定に基づき、利用料金を減免してください。

また、指定管理者が定める利用料金については、事業計画書で提案してください。

7 自主事業等

(1) この要項及び業務仕様書に示す条件のもと、本施設の設置目的をより効果的に達成するために、指定管理者は、自主財源による自主事業を実施することができ、自主事業の実施による収入を得ることもできます。なお、実施に当たっては、事前に広域連合の承認が必要となります。

(2) 自主事業の実施により収入を得た場合は、その収入は指定管理者に帰属することになります。なお、自主事業の実施に要する経費は、指定管理者の自主財源によるものとし、指定管理費には含みません。

(3) 自主事業として本施設内で自動販売機の設置や物販等を行う場合には、事前に広域連合から行政財産の目的外使用許可を得て、施設使用料を広域連合に支払うことが必要となります。

(4) 事業計画書で提案する自主事業の実施が承認されない場合に、申請自体を辞退する可能性がある団体は、必ずその旨を事業計画書に明記してください。

(5) 自主事業の実施による収入のほか、指定管理費及び利用料金以外に指定管理者としての業務の実施に伴う収入(国その他の団体等からの助成金、協賛金など)がある場合は、事前に広域連合の承認を得て、指定管理者の収入とすることができます。

8 管理業務に要する費用（指定管理費）

(1) 広域連合が支払うべき指定管理費の年額及び指定期間（5年間）をとおしての総額は、次の基準額（消費税及び地方消費税その他一切の経費を含む。）以下で事業計画書により提案してください。基準額を超える提案は失格とします。

・年額	
2025（令和7）年度	9,873千円
2026（令和8）年度	9,873千円
2027（令和9）年度	9,873千円
2028（令和10）年度	9,873千円
2029（令和11）年度	9,873千円
・指定期間内の総額	49,365千円

- (2) 広域連合が指定管理者に支払う年度ごとの指定管理費の額及び支払方法については、指定申請時の事業計画書による提案内容に基づき、指定管理者と広域連合が協議の上、年度協定（関連予算案が広域連合議会で議決された後に締結）において、各年度の予算の範囲内で定めることとし、分割して支払うものとします。
- (3) 指定管理費は、原則、精算しないものとします。
- (4) 指定管理者は、本施設の管理業務、本施設における自主事業及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区分して行ってください。

9 利益等の還元

利用料金収入の額が、一定金額（事業計画書による収支計画の利用料金収入見込額など）を上回った場合には、年度ごとに、上回った金額の一部を広域連合に還元するものとします。指定管理者が広域連合へ還元する金額の算定方法等については、事業計画書により提案していただき、協議することとします。

自主事業収入、協賛金、国等からの助成金など、指定管理費及び利用料金以外に、指定管理者としての業務の実施に伴う収入が見込まれる場合には、それらの取扱いも含めて提案してください。ただし、自主事業として本施設内に自動販売機を設置する場合には、行政財産の目的外使用許可に係る施設使用料を広域連合に支払うほか、自動販売機によって得る利益の5割以上を広域連合に還元する内容の提案をしてください。

なお、利用料金収入や自主事業収入等が収支計画の収入見込額を下回る場合のリスクは、指定管理者の負担とし、広域連合は指定管理費の増額は行いません。（リスク負担については、次項に示すとおりです。）

10 リスクの負担

本施設の管理業務を行うに際して予測されるリスクについての広域連合と指定管理者との負担区分は、概ね次表のとおりとし、協定を締結する段階で協議の上、詳細を定めるものとします。

リスクの種類	内 容	負担区分 (負担者に○)	
		広域 連合	指 定 管理者
法令改正等の制度の変更	施設の管理運営業務（指定管理者の自主事業を除く。）に影響を及ぼすもの	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼすもの		○
政治的・行政的理由による 変更等	仮協定の締結後、広域連合議会による指定管理者指定議案が否決された場合		○
	広域連合の政策の転換、広域連合の財政的原因による場合	○	○ (協議)
	指定期間中に広域連合議会により予算執行停止等がなされた場合	○	
物価等の変動	物価・金利の変動(指定管理費を定めた時に予期できない著しい物価変動を除く)、公共料金見直し、税制改正(消費税率の改正を除く)等による人件費、物品費等の経費増大		○
	消費税率の改正による経費増大	○	
	指定管理費決定時に予期できない著しい物価変動による経費増大	○	○ (協議)
施設の管理業務の中止・延期	指定管理者の事業放棄、破綻等によるもの		○
	指定管理者の管理業務が不適当な場合の管理業務の停止又は指定の取消しによるもの		○
	広域連合の指示によるもの（上記の場合を除く。）	○	
	指定管理者の管理業務上の瑕疵に起因するもの		○
	施設・設備（指定管理者が自ら設置したものを除く。）の瑕疵に起因するもの	○	注1
天災・暴動などの不可抗力	広域連合及び指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない事由による施設・設備の損傷等の復旧	○	
	広域連合及び指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない事由による休業	○	○ (その都度協議)
自主事業	自主事業の実施に関するもの		○
施設競合・需用変動	競合施設の出現、需用の変動による利用者の減少等		○
施設管理業務に係る事業 計画等の申請書類の誤り	施設の管理業務に係る事業計画の不備等（利用者数見積りの誤り等）によるもの		○
	募集要項、業務仕様書等の広域連合が作成した書類の誤りによるもの	○	
許認可等の取得	施設の管理運営上、必要とされる許認可等の取得遅延、失効等（指定管理者が取得すべきもの）	注2	○
	施設の設置上、必要とされる許認可等の取得の遅延、失効等（広域連合が取得すべきもの）	○	
施設・設備等の修繕	経年変化、構造上の瑕疵等による大規模な修繕等	○	
	小破修繕、備品・消耗品の更新、補給等		○
	指定管理者の故意又は過失によって損傷した場合の修繕		○
	上記以外	○	○ (協議)
利用者、第三者への損害賠償	指定管理者の管理業務上の瑕疵に起因するもの	注3	○
	施設・設備（指定管理者が自ら設置したものを除く。）の瑕疵に起因するもの	○	注1
原状回復	指定管理者が施設・設備に変更を加えた場合の指定期間終了後の原状回復		○

注1 指定管理者が、施設構造の不備を認識しているにもかかわらず、適切な対応を欠いている場合には、指定管理者がリスクを負うものとします。

注2 許認可等の取得に広域連合の協力を要する場合は、広域連合は合理的な範囲内でこれに協力します。

注3 指定管理者の責めに帰すべき事由によって広域連合が賠償した場合は、指定管理者に求償するものとします。

1.1 選定方法・選考基準

(1) 選定方法

指定管理者の候補者は、選定委員会による審議を経て、広域連合長が決定します。

選定委員会においては、申請書類を審査し、かつ、実績等を考慮するほか、必要に応じて申請団体によるプレゼンテーションの機会を設けます。この際には、各申請団体からの出席を求めます。

(2) 選定委員会の委員への接触禁止

本施設の指定管理者の選定に関して、選定委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。

(3) 選考基準

選考は、次の基準により行い、総合的に、本施設の管理を行うに当たり最も適していると認める団体を指定管理者の候補者に選定します。

- ① 地域住民の平等な利用を確保する等の適正な施設の管理ができること。
- ② 事業計画書の内容が、本施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- ③ 事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- ④ 地域経済への寄与や地域内雇用の確保などを図ることができること。

具体的な審査項目及び配点については、次のとおりとし、点数付けの結果に基づき指定管理者の候補者を選定します。

ただし、◎印の審査項目において問題がある場合には、合計点数に関わらず、指定管理者の候補者に選定しないことがあります。

選考基準	審査項目	配点
地域住民の平等な利用の確保等の適正な管理	◎施設の目的や性質に応じた地域住民の平等な利用の確保（特定の団体等に有利又は不利になるような差別的扱いが不当になされるおそれがないか） ◎施設管理における安全確保の手段、事故・災害時の対応 ◎施設の管理業務において取り扱う個人情報の管理体制の整備状況（指定管理者が個人情報を取り扱う業務を第三者へ委託する場合は、委託先の体制を含む。） ◎施設利用状況等の管理業務に係る情報の把握・記録・保存等の情報管理及び情報公開の方法 ◎施設の管理業務及び施設内における自主事業と他事業との区分経理などの財務の仕組み ◎関係法令等の遵守	15点
施設の効用の発揮、サービスの向上	◎緑地保全を中心とした管理業務の実施方法 ○利用の促進、利用者サービス向上の手段（他の関連施設や自主事業との連動による利用者の利便性向上等を含む。） ○利用者や周辺住民の苦情・要望等の反映の仕組みなどの整備状況	20点
管理経費の縮減等	◎広域連合が指定管理者に支払うべき指定管理費の設定額とその妥当性 ○管理経費を縮減させる効率的管理運営の取組み ◎指定管理費以外の収入の設定額とその妥当性 ○収入増のための効果的管理運営の取組みと利益の広域連合への還元	20点

事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力	◎団体の資産その他の経営規模及び能力などの団体の安定性・継続性・専門性 ◎同種又は類似の施設の管理運営の実績とその適正性・健全性 ◎団体の理念、社会的信用、代表者や責任者の意欲・熱意 ○団体の運営における透明性や公正性（情報公開の仕組み、監査の体制や遵法管理の仕組みなどの整備状況） ○団体の環境保全の取組み、障がい者雇用、社会貢献等の状況	20点
	◎施設の管理業務を行う人員配置及び責任体制、管理・監督体制 ◎施設の管理業務を行う人材の確保及び専門性、育成体制の状況、待遇 ◎指定管理者として負担すべきリスクへの対応	15点
地域経済への寄与、地域内雇用の確保等	○施設の管理業務に必要な資材等の調達方法 ○施設の管理業務に必要な従業員の採用方法 ○現に管理業務を行っている法人等の従業員の継続雇用の考慮 ○地域活動への参加等の地域貢献	10点
計		100点

1.2 申請書類

指定管理者の指定を受けようとする団体は、指定申請の受付期間内に、下記の申請書類を提出してください。

なお、提出された書類について、返却はいたしません。

また、受付期間終了後の申請書類の内容変更は認められません。

●申請書類の種類

- (1) 指定申請書（様式第1号）
- (2) 共同事業体として申請する場合にあっては、共同事業体協定書兼委任状（様式第2号）
- (3) 指定予定期間に属する各年度の管理業務に係る事業計画書（収支計画を含む。）（様式第3号-1・第3号-2・第3号-3）
- (4) 申請団体（共同事業体の場合は構成団体のすべて）に係る下記の書類
 - ① 申請資格に係る申立書（様式第4号）
 - ② 団体概要書（様式第5号）
 - ③ 定款及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、団体の目的、事業、組織及び運営の方法を示す書類並びに代表者の身分証明書）
 - ④ 役員の名簿
 - ⑤ 代表者の履歴書
 - ⑥ 一級造園技能士の資格を有することを証する書類の写し（複数名いる場合は代表者又は本施設の業務を担当する予定者の1名分の提出でよい）
 - ⑦ 直近3年間の営業（事業）報告書又はこれに類する書類
 - ⑧ 団体の事業計画書を作成している場合にあつては、事業計画書
 - ⑨ 直近3年間の収支計算書、貸借対照表、財産目録又はこれらに類する書類
 - ⑩ その他団体の事業概要や組織体制を説明する参考資料（提出任意）
 - ⑪ 法人（法人以外の団体にあつては、当該団体の代表者）の構成市町村税並びに消費税及び地方消費税（申請の日において納期が到来しているものに限る。）に滞納がないことを証明する書類

※ 構成市町村税の証明書は、納税義務のある全ての構成市町村分を提出すること。

※ 登記事項証明書、身分証明書は、申請の前日3か月以内に発行された最新の内

容のものに限ります。

(5) その他

申請団体において個人情報保護、情報公開等に係る規程を定めている場合の当該規程など、審査項目に係る説明書類その他の参考資料を任意で提出することができます。

●提出部数

申請書類の提出部数は、正本1部、副本10部とします。

●その他申請書類の取扱い等

- (1) 申請書類の内容は、労働基準法を含め関係法令を遵守したものとしてください。
- (2) 申請書類に用いる言語は日本語とし、通貨単位は日本円、その他単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものに限ります。
- (3) 官公庁発行の証明書等やむを得ないものを除き、申請書類は原則A4判としてください。
- (4) 指定管理者の選考に必要と認めるときは、申請書類の追加を求めることがあります。
- (5) 提出された申請書類は、選定を行うために必要な範囲内で複製を作成することができます。
- (6) 申請書類の提出に要する経費は、すべて申請団体の負担とします。
- (7) 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (8) 申請書類の著作権は、申請団体に帰属します。ただし、広域連合は、選定結果の公表その他必要がある場合に、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (9) 申請書類は、広域連合が準用する釧路市情報公開条例の規定により、個人情報、法人等情報などで非公開とされる情報を除き、情報公開の対象となります。

1.3 指定申請の受付等・選定スケジュール

(1) 募集・選定スケジュールは、次のとおりです。

- | | |
|-----------------------------------|---------------------|
| ① 募集要項等の発表、配布開始 | 2024（令和6）年5月31日 |
| ② 質疑の受付期間 | 2024（令和6）年6月3日～7月2日 |
| ③ 説明会の開催 | 2024（令和6）年6月13日 |
| ④ 指定申請の受付開始 | 2024（令和6）年7月 8日 |
| ⑤ 指定申請の受付締切り | 2024（令和6）年7月16日 |
| ⑥ 書類選考、プレゼンテーション | 2024（令和6）年7月下旬頃 |
| ※プレゼンテーションの開催日時等については申請者に後日連絡します。 | |
| ⑦ 指定管理者の候補者の選定 | 2024（令和6）年7月下旬頃 |
| ⑧ 指定管理者の候補者との仮協定の締結 | 2024年8月中旬頃 |
| ⑨ 指定管理者の指定に係る議案の広域連合議会への提出 | 2024（令和6）年10月定例会 |

(2) 募集要項等の配布

広域連合事務局の窓口にて配布します。配布資料はホームページからダウンロードすることもできます。指定申請書等の申請書類については、様式をホームページからダウンロードして作成してください。

配布資料は、「募集要項」「業務仕様書」「施設概要書」です。

(3) 指定申請の受付

- ① 受付期間は、2024（令和6）年7月8日(月)から7月16日(火)まで。
(土日祝日を除く。)
- ② 受付時間は、午前9時から午後4時00分まで。
- ③ 受付場所は、釧路市高山30番地1 釧路広域連合清掃工場 3階事務局
電話(0154)92-2002 FAX(0154)92-5375
- ④ 受付方法は、受付場所への申請書類の持参に限ります。
 - ※ 担当者が書類の確認を行いますので、事前にご連絡の上、持参願います。
 - ※ 必要と認める場合は、申請書類の内容に関して確認を行い、又は申請団体が現在運営する事業の実地調査を行うことがあります。
 - ※ 申請書類の提出後、申請を辞退する場合は、辞退届（様式第6号）を提出してください。

(4) 現地説明会の開催

募集要項及び施設・設備の説明を次のとおり行います。

- ① 日時：2024（令和6）年6月13日(木)午前10時～ 1時間程度を予定
- ② 集合場所：釧路市高山30番地1 釧路広域連合清掃工場 3階会議室
- ③ 参加方法：参加を希望する団体は、団体名、連絡先、参加者名を明記の上、FAX、E-mail 又は書面の持参により、6月12日(水)午後4時までにお知らせください。ただし、参加者数は1団体につき2名までとします。
- ④ その他
 - 当説明会に出席しなくても指定申請をすることができ、説明会への出席の有無自体が選考に影響することはありません。
 - 説明会に出席の際は、募集要項、業務仕様書、施設概要書をご持参ください。

(5) 質疑の受付・回答

指定管理者の指定の申請に当たり、質疑がある場合は、質問内容を簡潔にまとめ、団体名・回答先を明記の上、FAX、E-mail 又は書面の持参により提出してください。

受付期間は2024（令和6）年6月3日から7月2日までとします。

質問に対する回答は、質問のあった日から3日後程度（土、日曜を除く。）を目途として、質問者に対してFAX又はE-mail にて行うとともに、ホームページ上に随時掲載します。

1.4 選定結果の通知、公表

指定管理者の候補者の選定は、2024（令和5）年7月下旬頃を予定しています。

各申請団体の選定結果は、当該申請団体に通知します。

また、選定後には、応募状況、選定団体とその理由及び選考過程の概要をホームページ上で公表します。

1.5 協定の締結・指定管理者の指定

指定管理者の候補者と広域連合は、2024（令和6）年8月中旬頃を目途に、本施設の管理に関する基本協定（仮協定）を取り交わすものとします。

指定管理者としての指定は、広域連合議会の議決を経て行い、指定の時に基本協定は有効になるものとします。

各年度の指定管理費の金額等については、関連予算案が広域連合議会で議決された後

に取り交わす年度協定において、予算の範囲内で定めるものとします。

協定事項は、次のとおりです。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用の承認、入場等の制限に関する事項
- (3) 利用に係る料金に関する事項
- (4) 広域連合が支払うべき管理業務に要する費用（指定管理費）に関する事項
- (5) 管理業務に係る個人情報の保護に関する事項
- (6) 管理業務に係る情報の公開に関する事項
- (7) 管理業務の事業報告に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (9) 管理業務を第三者へ委託することの禁止等に関する事項
- (10) 指定の期間の開始時及び終了時の管理業務の引継ぎに関する事項
- (11) 関係法令等の遵守に関する事項
- (12) その他広域連合長が必要と認める事項

16 その他の留意事項

(1) 管理業務の引継ぎ等

広域連合は、指定期間の開始時に指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理業務を行うことができるよう、指定管理者との間で引継ぎを行うものとします。

また、指定管理者は、指定期間の終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理業務を行うことができるよう、次期指定管理者との間で引継ぎを行うとともに、広域連合が承認した場合を除き、本施設を原状に復しなればなりません。

(2) 管理業務の休廃止

指定管理者は、本施設の管理業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ広域連合の承認を得なければなりません。

(3) 指定の取消し等

指定管理者が、次のいずれかに該当する場合は、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。この場合、広域連合は、指定管理者が管理業務を実施しなくなったことにより免れた費用を指定管理費から減額し、又は既に支払った指定管理費の全部若しくは一部を返還させることができるものとします。指定管理者に損害、損失又は増加費用が生じても、広域連合はその賠償の責めを負わないものとします。指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定が取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部が停止された場合は、指定管理者は広域連合に生じた損害を賠償しなければなりません。

- ① 本施設の管理運営を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- ② 指定に関し不正行為があったとき。
- ③ 法令の規定、指定の条件又は協定書に記載された条件に違反したとき。
- ④ 法令の規定、指定の条件又は協定書の規定に基づく報告の聴取、調査、監査又は検査の実施に当たり、これを拒否し、若しくは妨害し、又は正当な理由なく指示に従わなかったとき。
- ⑤ 不可効力の発生によって管理物件が損壊等したとき。
- ⑥ その他本施設の管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

(4) 不可抗力の発生時の損害等

天災その他の不可抗力の発生によって、指定管理者が管理業務を行うに当たっての損害、損失又は増加費用が発生した場合、広域連合は、損害等の状況の確認を行った上で、指定管理者と協議を行い、不可抗力の発生による損害、損失及び増加費用の判定並びに費用負担等について決定するものとします。

不可抗力の発生によって管理業務の全部又は一部を実施できなくなった場合に広域連合は、指定管理者と協議の上、指定管理者が管理業務を実施できなかったことにより免れた費用を指定管理費から減額することができるものとし、管理業務の全部又は一部を実施できなくなったことによって生じた損害については、広域連合と指定管理者はそれぞれ相手方に対して損害賠償等を請求することはできないものとします。

(5) 課税に関する留意事項

指定管理者は、本施設の管理運営に伴い、法人市民税等の納税義務者となります。

なお、広域連合が支払う指定管理費は、消費税の課税対象となります。

(6) 施設内の事故発生時における留意事項

指定管理者の責めに帰すべき事由により、本施設の利用者、第三者又は広域連合に損害を与えた場合、指定管理者は、その損害を賠償しなければなりません。

自主事業の実施、その他指定管理者が負うリスクに対する保険加入については、必要に応じて指定管理者の責任において行ってください。

(7) 次点候補者と協議を行う場合

指定管理者の指定について広域連合議会の議決を経るまでの間に、指定管理者の候補者が本要項に定める事項に反したとき若しくは協議が成立しないとき、広域連合議会が指定に係る議案を否決したとき、又は指定管理者の指定を取り消したときには、指定管理者の候補者の選考において次点候補者となった団体を指定管理者の候補者として、協議を行う場合があります。

【 お問い合わせ先 】

釧路広域連合事務局 総務施設係（担当：上林、木村）

〒085-0807 釧路市高山30番地1

電話 (0154)92-2002 FAX (0154)92-5375

E-mail info@kushiro-kouikirengo.jp